

神奈川県人事委員会勧告

国家公務員と同じく一時金だけの勧告！！

一時金引き下げ(△0.05月)勧告！！

県人事委員会は10月28日、月例給の勧告や例年行っている公務運営に関する報告を行わず、一時金の0.05月引き下げのみの勧告を行いました。民間の一時金の実態を反映したものとはいえ、春以降のコロナ禍での職員の奮闘には何ら言及せず、マイナスのみを勧告する姿勢は残念と言わざるをえません。

勧告のポイント

- ・ 12月支給の一時金（ボーナス）を0.05月分引き下げ、
期末手当の支給月数に反映。
- ・ 月例給については、11月下旬から12月上旬に、報告・勧告
を予定。

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
2020年度	期末手当	1. 30月 (支給済み)	1. 25月 (現行 1.30月)
	勤勉手当	0. 95月 (支給済み)	0. 95月 (改定なし)
2021年度 以降	期末手当	1. 275月 (現行 1.30月)	1. 275月 (現行 1.30月)
	勤勉手当	0. 95月	0. 95月

今期県労連確定闘争の流れ

期日	勧告・交渉等	対象
10月28日	県人事委員会 一時金勧告	
10月30日	県労連幹事団交渉	執行部対応
11月 5日予定	県労連幹事団交渉	執行部対応
11月下旬	県人事委員会 月例給勧告・報告	
12月中	県労連幹事団交渉	執行部対応
	県当局に対する署名等	各分会対応
1月上旬予定	県労連確定闘争最終交渉	執行部対応

繰り返しになりますが、今期人事委員会勧告は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、異例の一時金と月例給を分けた勧告となりました。県労連は交渉のすすめ方として、一時金については、この時期に整理をすることとし、今後の月例給等の交渉を含めて一体的な闘争としていくこととしました。例年通りの交渉ならば、分会員に県人事委員会に向けた署名・寄書き等の対応を指示すべきところですが、一時金については、超がつくほどの短期間のとりくみになることから、執行部対応を余儀なくされることとなります。

一時金・月例給交渉ともに、コロナ禍での長時間・過重労働、感染症対策の問題に加えて、正規職員とともに業務に専心する臨時的任用職員や会計年度任用職員、再任用職員の処遇改善など、早急に改善すべき課題は山積しています。職員の労働基本権制約の代償機関として、マイナス勧告だけでなく、こうした職員が直面する諸課題をしっかりと受け止め、その課題と向きあううえで必要な提言をすべきだと考えます。

今後予定される月例給等の最終交渉に向けては、月例給堅持、臨任・非常勤・再任用教職員の処遇改善を求めて、県労連、神教組に結集し、署名や寄せ書きなどのとりくみが重要になります。

また、同日、人事院から国家公務員の月例給に対して以下の報告がされました。

人事院勧告 国家公務員 月例給

官民較差△164円(△0.04%)極めて小さく、改定困難 月例給の改定は行わない

人事院は10月28日、内閣と国会に対して、月例給に関する報告を行いました。国家公務員の月例給与に関し、民間給与との較差△164円(△0.04%)を埋めるため、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であると判断し、改定は行わないと報告をしました。

人事院は月例給の報告を行ったことにより、今年度すべての勧告・報告が終了したことになりましたが、国段階の確定闘争はこれから始まることとなります。一時金の支給基準日が12月1日であることから、それまでに決着し、給与法の改正が必要となりますが、今臨時国会の審議日程からもタイトな状況となることが想定されます。また、国の動向が地方にも影響するため、注視していく必要があります。

人事院の報告の骨子次の通りです。

今回の報告のポイント

- 月例給の改定なし
- 民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。